

第 461 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 3 年 5 月 1 7 日（月） 5 階共用第 1 会議室

市岡室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日はご多用のところ第 461 回岐阜地方最低賃金審議会にご出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日から期が改まりまして第 53 期となります。</p> <p>今年度から公益代表の青木委員、労働者代表の小川委員、村上委員、使用者代表の川本委員、野原委員、松野委員が新たに就任されましたので、恐れ入りますが一言ずつご挨拶をいただきたいと存じます。</p> <p>まず、青木委員からお願いします。</p> <p>(新任委員から挨拶)</p> <p>どうもありがとうございました。本来であれば、委員の皆様をおひとりずつご紹介させていただくべきところですが、時間の関係もございいますので、お手元の資料 1「岐阜地方最低賃金審議会委員名簿」の配布をもちましてご紹介に代えさせていただきます。</p> <p>続きまして、岐阜労働局の出席者を紹介させていただきます。畑岐阜労働局長、足立労働基準部長、安藤賃金指導官、加賀専門監督官、そして私、賃金室長の市岡でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>さて、本日は、使用者代表の竹中委員が所用により欠席となりましたが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、本審議会は公開審議ですが、公開の公示をしましたところ傍聴希望の申出がございませんでした。</p>
------	---

	<p>今回は委員改選後、初めての審議会でございますので、会長選出までの進行を事務局が務めさせていただきます。</p> <p>審議に先立ちまして、畑岐阜労働局長からご挨拶申し上げます。</p>
畑局長	<p>改めまして岐阜労働局長の畑でございます。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、岐阜地方最低賃金審議会に出席をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃より岐阜地方最低賃金審議会の運営並びに労働行政の推進にご理解を賜り重ねて御礼申し上げます。</p> <p>本日は、第53期の審議会委員の改選後、初めての審議会になります。皆様方には2年間の任期となりますが、どうぞよろしくごお願い申し上げます。</p> <p>さて、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により県内の経済社会情勢にも大きな影響を及ぼしましたが、それらを背景として、最低賃金の審議におきましても、中央最低賃金審議会にて目安が取りまとめられないこととなり、これまで以上にご苦労いただいたのではないかと存じます。</p> <p>今年度の審議におきましても、感染症の収束が見通せない中、また、経済情勢も不透明な状況ではありますが、委員の皆様方には円滑な審議に引き続きご尽力を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。</p>
市岡室長	<p>これより第461回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題1「会長・会長代理の選出について」でございます。</p> <p>審議会の会長及び会長代理は、最低賃金法第24条に基づき、公益を代表する委員の中から公労使の委員が選挙により決定することとされております。</p>

	つきましては、公益委員から候補者をご推薦いただき進めていきたいと存じますが、いかがでしょうか。
各委員	(発言なし。)
市岡室長	よろしいですか。それでは公益委員からご推薦をお願いします。
宮坂委員	はい、よろしいでしょうか。
市岡室長	はい、どうぞ。
宮坂委員	会長に浅井委員、会長代理に高橋委員を推薦します。
市岡室長	ただ今、宮坂委員から「会長に浅井委員、会長代理に高橋委員」をとのご推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。
各委員	異議なし。
市岡室長	ありがとうございます。 会長には浅井委員、会長代理には高橋委員が選出されました。 それでは、それぞれ一言ずつご挨拶をお願いします。
浅井会長	(挨拶)
高橋 会長代理	(挨拶)
市岡室長	ありがとうございました。 それでは、ここからの進行を浅井会長をお願いします。
浅井会長	それでは、議事を進めてまいります。 次の 議題2「岐阜地方最低賃金審議会運営規程(案)について」 です。 事務局から説明してください。
市岡室長	資料2ページをご覧ください。 内容はほぼ前期の第52期と同様ですが、第7条の議事録の署名に関し、一部修正を提案いたします。

	<p>背景としましては、政府の押印廃止の方針に伴い、中央では労働政策審議会で議事録署名を廃止、岐阜労働局でも地方労働審議会において議事録署名を廃止いたしましたので、並びをとって最低賃金審議会議事録についても署名を廃止したいと存じます。</p> <p>資料3ページの現行の規定では第7条で「議事録を作成し、会長及び会長の指名した委員2名が署名するものとする。」としていた部分を資料2ページの(案)では「議事録を作成するものとする。」としております。</p> <p>議事録の確認方法としては、地方労働審議会の方法に合わせ、全出席委員の皆様に議事録を送付し、修正箇所等のご指摘をいただいた後、最終確認は、確定版(PDF)を送付することにより行う方法にしたいと存じます。</p> <p>なお、送付は原則としてメールによるものといたします。</p> <p>以上でございます。</p>
浅井会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>審議会運営規程(案)についてご意見あれば承ります。</p>
各委員	(発言なし。)
浅井会長	<p>ご意見がないようですので、この案で決定とします。</p> <p>お手元の審議会運営規程の(案)を削除して、附則に本日の日付をご記入下さい。</p> <p>次に、議題3「岐阜県最低賃金専門部会運営規程(案)について」と議題4「特定最低賃金専門部会運営規程(案)について」を一括して審議します。</p> <p>事務局から説明して下さい。</p>
市岡室長	<p>岐阜県最低賃金専門部会運営規程(案)は資料4ページを、特定最低賃金専門部会運営規程(案)は資料6ページをご覧ください。</p> <p>いずれも内容はほぼ従来どおりですが、先ほど決定をいただきました審議会運営規程と同様に、議事録署名を</p>

	<p>廃止するため、議事録署名に関する第6条をそれぞれ修正しております。</p> <p>確認方法も審議会運営規程と同様としたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
浅井会長	<p>ただ今説明がありました専門部会運営規程(案)は、第9条の規定に基づき、専門部会が設置されたところで改めて協議していただきますが、何かご意見はございますでしょうか。</p>
各委員	(発言なし。)
浅井会長	<p>それでは、ただ今それぞれの専門部会運営規程(案)が確認されましたので、それぞれの専門部会で決定していただきます。</p> <p>次に、議題5「令和3年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針について」です。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
市岡室長	<p>資料8ページをご覧ください。</p> <p>本年度の審議方針につきましては、3月22日の第460回の審議会において決定していますが、期が改まりましたので改めて読み上げさせていただきます。</p> <p>(審議方針を朗読)</p> <p>以上です。</p>
浅井会長	何かご意見はありますか。
各委員	(発言なし。)
浅井会長	<p>ご意見がないようですので、ただ今事務局が読み上げた審議方針どおりとします。</p> <p>次に、議題6「令和3年度の審議日程(案)について」に入ります。事務局から説明して下さい。</p>

<p>加賀専門監</p>	<p>資料10ページをご覧ください。</p> <p>9月13日の合同専門部会開催までの日程につきましては3月22日の第460回の審議会において決定しておりますので、それ以降の日程（案）についてご提案します。</p> <p>各専門部会は日付順に</p> <p>10月4日（月）午後2時から 第2回自動車専門部会</p> <p>10月6日（水）午後2時から 第2回電気専門部会</p> <p>10月7日（木）午後2時から 第2回航空機専門部会</p> <p>10月11日（月）午後1時30分から 第3回自動車専門部会</p> <p>10月14日（木）午後1時30分から 第3回電気専門部会</p> <p>10月15日（金）午後1時30分から 第3回航空機専門部会</p> <p>としています。</p> <p>特定最低賃金の答申に係る本審は10月18日（月）午後2時から、特定最低賃金答申に対する異議申出に係る本審は11月4日（木）午前10時からとしています。</p> <p>引き続き資料11ページをご覧ください。</p> <p>運営小委員会を令和4年2月17日（木）午前10時から、特定最低賃金改正の意向表明に係る本審を3月23日（水）午後4時30分からとしています。</p> <p>3月23日の本審は、本審終了後に意見交換会を予定しておりますので、夕刻からとしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>浅井会長</p>	<p>ただ今説明のありました審議日程につきまして、ご意見を承りたいと思います。</p> <p>労働者側委員はいかがでしょうか。</p>

隣垣委員	特にありません。
浅井会長	使用者側委員はいかがでしょうか。
安藤委員	現時点では特にございません。 ただ、突発的なことが発生した場合は、その都度何らかの柔軟な対応を検討いただきたいと思います。
浅井会長	それでは、この日程で進めてまいります。 次に、 議題7「運営小委員会の構成について」 です。 今期も審議会運営規程第3条に基づき、運営小委員会を設置することとします。 つきましては、運営小委員会の委員を、公・労・使からそれぞれ2名ご推薦いただきます。 まず、公益委員からご推薦をお願いいたします。
栗山委員	宮坂委員と浅井委員を推薦します。
浅井会長	労働者側委員はいかがですか。
隣垣委員	蜂矢委員と私、隣垣でお願いします。
浅井会長	使用者側委員はいかがですか。
安藤委員	川本委員と私、安藤でお願いします。
浅井会長	それでは、運営小委員会の委員として公益委員は宮坂委員と私、浅井、労働者側委員は隣垣委員と蜂矢委員、使用者側委員は安藤委員と川本委員を指名いたします。 次に、運営小委員会運営規程（案）について事務局から説明してください。
市岡室長	資料は13ページでございます。 内容は前期との変更箇所はございませんが、これについても委員改選により、改めてご確認いただきます。
浅井会長	資料No.8をご確認いただき何かご意見はありますでしょうか。

各委員	(発言なし。)
浅井会長	<p>それでは、ただ今ご確認いただきました運営小委員会運営規程(案)と運営小委員会の委員長・委員長代理につきましては、今後開催される運営小委員会において決定していただきます。</p> <p>何かご意見はありますでしょうか。</p>
各委員	(発言なし。)
浅井会長	<p>次は議題8「その他」です。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
市岡室長	<p>2点ございます。</p> <p>まず、最低賃金審議会議事録のホームページ掲載についてです。</p> <p>資料14ページをご覧ください。</p> <p>最低賃金審議会議事録のホームページ掲載につきましては、昨年7月の第455回本審において決定していただきましたが、審議会委員の期が変わりましたので、確認のため改めて読み上げさせていただきます。</p> <p>(資料No.9を朗読)</p> <p>以上です。</p>
浅井会長	何かご意見はありますでしょうか。
各委員	(発言なし。)
浅井会長	<p>最低賃金審議会議事録のホームページ掲載についてご確認いただきました。</p> <p>もう1点、事務局から説明してください。</p>
市岡室長	<p>続きまして、審議会委員の研修会等の実施についてです。</p> <p>これにつきましては、昨年、7月の第455回本審にお</p>

	<p>いて実施しないとご決定いただきました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が収束していない状況もありますので、今年度につきましても実施しないことをご提案いたします。</p> <p>以上です。</p>
浅井会長	<p>それでは、研修会を実施しないとの提案が事務局からありましたが、何かご意見はありますでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
浅井会長	<p>それでは、本年度研修会等は実施しないことと決定いたします。</p> <p>ほかに何かございますでしょうか。</p>
各委員	<p>(発言なし。)</p>
浅井会長	<p>以上で本日の議題は終了いたしました。</p> <p>本日の審議会はこれもちまして閉会といたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>